

大阪市社会的養育推進計画（素案）

（作成中）令和元年 12 月

大阪市

令和 2 年度～令和 11 年度

目 次

- 1 大阪市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
 - ① 計画策定の背景・計画の趣旨
 - ② 計画の位置づけ（大阪市こども・子育て支援計画との関係）
 - ③ 計画の期間
- 2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
 - ① 当事者であるこどもからの意見聴取や意見を酌み取る方策
 - ② 社会的養育経験者等への意見聴取
 - ③ こどもの権利を代弁する方策等
- 3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
 - ① 相談支援体制等の整備に向けた取組
 - ② 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
- 4 代替養育を必要とするこども数の見込み
 - ① こどもの人口（推計・各歳ごと）の推計
 - ② 代替養育が必要となるこども数の見込みの推計
 - ③ 潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ
 - ④ 里親等委託が必要なこども数見込み（年齢区分別）
 - ⑤ 施設で養育が必要なこども数見込み（年齢区分別）
- 5 里親等への委託の推進に向けた取組
 - ① 大阪市における里親等委託率の目標
 - ② 里親やファミリーホームへの委託こども数の見込み
 - ③ フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築
- 6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - ① 施設で養育が必要なこども数の見込み
 - ② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 8 一時保護改革に向けた取組
- 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 10 児童相談所の強化等に向けた取組
- 11 留意事項

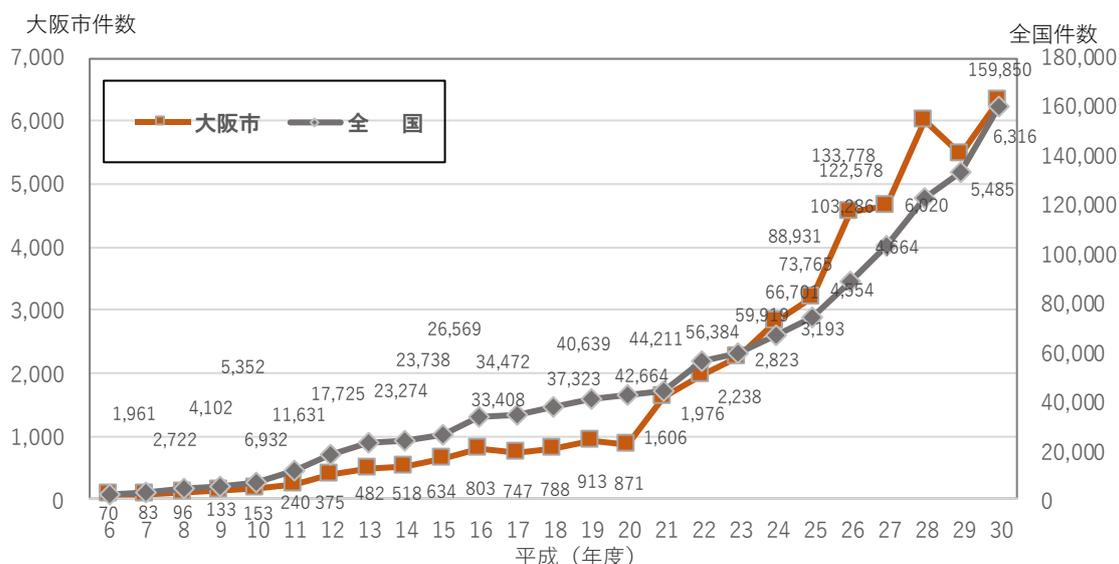
1 大阪市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

① 計画策定の背景・計画の趣旨

大阪市ではこれまで、「大阪市次世代育成支援行動計画（後期）」（平成 22 年度～26 年度）に基づき、すべての子ども・青少年と子育て家庭を対象とした施策を推進してきた。平成 27 年度からは、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく一体的な計画として「大阪市子ども・子育て支援計画」を策定し、施策を推進している。

一方で、大阪市における児童虐待相談件数は依然として増加傾向にあり、平成 30 年度に子ども相談センターで対応した児童虐待相談件数は、平成 25 年度の件数の約 2 倍増の 6,316 件にのぼっており（図表 1）、それに伴って一時保護の件数も年々増加している。

（図表 1）児童虐待相談件数の年度推移



（注）平成29年度の虐待相談件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

こういった状況から、大阪市では、平成 30 年度末現在、児童虐待をはじめとする様々な理由で、児童養護施設等や里親等のいわゆる代替養育先で生活していることものの人数は、1,168 人にのぼっている。

代替養育先で生活しているこどものうち、83.3%のこどもたちが児童養護施設や乳児院で生活しているが、大阪市が所管する社会的養護関係施設の特徴としては、大規模施設が多いということが挙げられ、特に児童養護施設においては、定員規模

が100名を超える施設が10施設中3施設という状況である。

大阪市においては、国から示された「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を受け、平成27年度から平成41（2029）年度までの15年間で、施設におけるこどもの養育単位の小規模化や里親委託の推進等の目標を定めた都道府県計画（大阪市版）を策定し、家庭的養護の推進に努めてきた。

そのような中、平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、こどもが権利の主体であると位置づけられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記されたことを受け、平成29年8月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が示された。

このビジョンで掲げられた取り組みを通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくため、平成30年7月に国から示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、当該ビジョンを踏まえて、令和元年度末までに新たな計画を策定することとされた。策定要領に示された、計画に記載することとされた項目は、次のとおりである。

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- (4) 代替養育を必要とするこども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

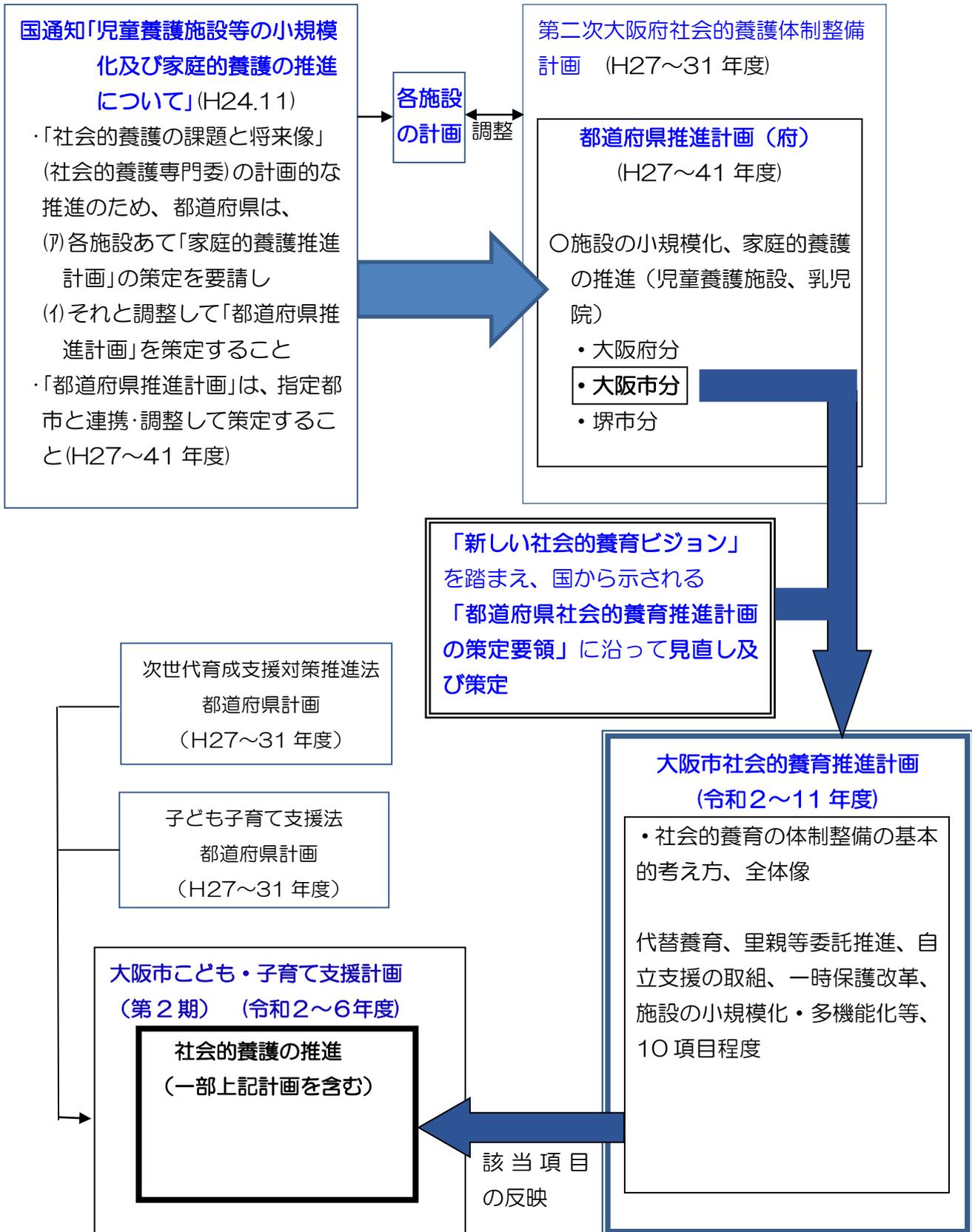
本計画は、上記の状況を踏まえ、都道府県推進計画（大阪市版）に代わる新たな計画として策定するものであり、大阪市における社会的養育の推進に関する基本的考え方となるものである。

② 計画の位置づけ（大阪市こども・子育て支援計画との関係）

本計画は、大阪市所管の児童養護施設等が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえ、「指定都市や児童相談所を設置している（設置予定を含む。）市区が所在する都道府県においては、都道府県と市区が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること（指定都市や児童相談所設置市区が、単独で計画を策定する場合においても同様とする。）」と国通知（「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日子発0706第1号）」）で示されているとおり、大阪府が策定する都道府県社会的養育推進計画との整合性を図りつつ策定している。

また、本市における「こども・子育て支援計画」とめざすべき方向を共有しながら、社会的養育を推進することとしている（図表2）。

(図表2) 大阪市社会的養育推進計画の位置づけ (イメージ)



③ 計画の期間

国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、令和2年度から11年度までの推進期間（10年間）を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの前後期（前期：令和2年度から6年度、後期：令和7年度から11年度）に区分した各期ごとの目標を設定した、社会的養育を推進する計画とする。なお、前後期の各期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行って取組みの促進を図る。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

【基本的な考え方】

- ・措置されたこどもや一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、当事者であるこどもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、こどもの権利を代弁する方策について、大阪市の実情に応じた取組を進める。
- ・社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めるとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行う。
- ・国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関におけるこどもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、こどもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、この結果について周知していく予定であり、大阪市においては、これを踏まえて取組を行う。

【現在の取組み】

① 当事者であるこどもからの意見聴取や意見を酌み取る方策

- ・「施設で生活するあなたへ」（小学校3年生以上用）（綴込み封筒付き）と「これからしせつでくらすあなたへ」（小学校2年生以下用）

大阪市では、児童養護施設等で暮らすこどもが、安心して施設で暮らせるように、施設での生活について説明し、必要な意見を表明するなど権利を行使できることを記した、一般に「こどもの権利ノート」と呼称される冊子を学年に応じて作成し、2歳以上の全児童に対して措置時に渡し、こどもの年齢や理解力に応じた説明を行っている。「こどもの権利ノート」では、自らの権利と同様にほかの人の権利を守るためには、ルールが必要であることも示している。

また、「施設で生活するあなたへ」（小学校3年生以上用）には、施設での生活でわからないことや困ったことがあるときに、添付の綴込み封筒を使って、相談したいことをこども家庭課に届けることができるようにしており、こども家庭課において、届出があった全児童に面接等を行い、速やかに対応することによって問題の解決に取り組んでいる。

- 学校現場における児童虐待防止啓発事業

こども自身が児童虐待について知り、自らを守る力をつけるため、市立の全小・中学校における児童虐待防止啓発授業等の実施(令和2年度開始)に向け、こどもの成長段階(小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用)に応じた内容のDVD等の教材の作成に取り組んでいる。

- 体罰によらない子育てを推進する職員研修の実施

しつけと称して、体罰や暴言等を行っている保護者の中には、自分が行っている行為が不適切な養育であるとの自覚がないまま、エスカレートして虐待に至ることがある。保護者に対して、体罰によらない育児の重要性について適切な助言や指導を行うために、子育てについて相談を受ける区役所子育て支援室の職員及びこども相談センター職員に対して、研修を実施している。

- 自立支援計画の作成

こども相談センターは、児童の意向や親権者の意向、家族背景、関係機関の意見などをもとにアセスメントを行い、長期的・短期的な目標と課題について整理し、援助指針を作成している。

一方、施設は、援助指針に基づき、施設における支援について、児童の状態や発達段階及び家族の状況に応じて、具体的な支援の方法を自立支援計画として作成している。

また、自立支援計画については、児童の成長・発達や家族状況の変化に伴い、定期的に見直しを行っている。

- こども相談センターによる施設への訪問調査

施設入所や里親委託している施設や里親に対し、こども相談センターの担当ケースワーカーが必要に応じて訪問し、児童との面接を行っている。

また、児童養護施設、乳児院に対しては、児童福祉法第30条の2に基づき、年に一度、調査員による保護状況調査を実施し、こどもや家族について、施設担当者から、児童や家族の状況についての聞き取りを行っている。

また、被措置児童等虐待などの権利侵害の予防・防止や発生時の適切な対応として、以下の取組みを行っている。

- 大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会への報告・意見聴取

被措置児童虐待に関する措置にかかる報告を行い、意見を聴取している。また、検証部会の開催には一定の時間を要するため、必要時に適時に方針等の意見を求

めることが困難なことから対応に遅れが生じてしまうことがないよう、部会の決議により設置された事例分析アドバイザーから、措置にかかる適時の意見聴取を行っている。

- ・ 第三者委員の設置による苦情解決の推進

各施設等において、第三者委員を設置することにより、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進。また、これらの仕組みが有効に機能するよう、指導監査等により指導・助言を実施。

- ・ 施設における意見や苦情を言いやすい環境づくり

苦情解決のための担当職員の配置や、苦情解決の仕組みの分かりやすい周知、意見箱の設置や児童自治会の運営など、こどもが意見や不安などを言いやすい環境づくりを指導監査等により指導・助言を実施。

② 社会的養育経験者等への意見聴取

大阪市社会的養育推進計画を推進していく際の施策決定に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）からの意見を聴取し、意見を踏まえたうえで施策判断し、実施をしていくことが大切である。

そこで、当事者であるこどもの意見について、「どうしてそう思う？」などの定性的な掘り下げまで可能なインタビュー形式にて、意見聴取を以下のとおり実施することとし、今般策定した計画を見直していく際には、意見聴取の結果を最大限反映することとする。

○社会的養護経験者向けインタビュー

i 大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部を通じてのインタビュー

（大阪府と合同実施）

対象：平成31年3月31日までに退所（自立）した施設、里親等出身者

（内訳）児童養護経験者5名、里親経験者1名、

ファミリーホーム経験者1名

（男性5名、女性2名）

期間：令和元年11月2日（土）及び11月16日（土）12:00～17:00

場所：大阪市立社会福祉センター会議室

内容：平成28年7～8月にかけ大阪府下3府市で実施した「児童養護施設退所児童等の実態調査」の項目、回答結果を基に、1対1形式でインタビューを実施。

ii 里親・ファミリーホームを通じたインタビュー

対象：平成31年3月31日までに退所（自立）した

里親・ファミリーホーム出身者

（内訳）里親経験者4名、ファミリーホーム経験者5名

男性3名、女性6名

期間：令和元年11月5日（火）～11月15日（金）

場所：各出身里親宅・ファミリーホーム

内容：①に同じ

iii 母子生活支援施設を通じたインタビュー

対象：平成31年3月31日までに退所（自立）した母子生活支援施設出身

の子ども

（内訳）10名（男性4名、女性6名）（各施設2～3名）

日時：令和元年11月下旬

場所：母子生活支援施設4施設

内容：別紙「母子生活支援施設出身者へのインタビュー」項目について、1対1形式でインタビューを実施。

また、意見箱を設置していない里親・ファミリーホームに入所している児童が、困ったときに困ったことをどのように表明しているのか、現状に対しどう感じているかを把握するため、里親・ファミリーホームにおいて生活している中学校を卒業された方に対し、下記のとおり生活アンケートを実施することとした。この聴取結果についても、インタビュー結果同様、計画見直しの際に最大限反映させるものとする。

○生活アンケート

対象：令和元年11月1日現在、里親・ファミリーホームにおいて生活している中学校を卒業された方 かつ、大阪市（南部）子ども相談センターが担当している方

（内訳）里親 28名、ファミリーホーム 27名

期間：令和元年10月24日（木）～11月15日（金）

内容：別紙「生活アンケート」項目のとおり

③ こどもの権利を代弁する方策

i 児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組み

⇒ 政府において法改正の施行（令和２年４月１日施行）後２年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするのが、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正に盛り込まれたため、国からの通知に基づき仕組みを構築する。

⇒ また、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正には、親権者等による体罰の禁止が盛り込まれている。こどもの権利擁護を考えるうえで、こどものしつけに際して、親権を行うものはもとより、里親、児童福祉施設や児童相談所の職員、ファミリーホームの養育者は、こどもに体罰を加えることがあってはならない。

3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

① 相談支援体制等の整備に向けた取組

【基本的な考え方】

- ・妊娠中や出産時期の親の心身の健康状態は、その後続く子育てにも影響することから、妊娠中からの親自身の健康への意識を高め産後の育児をイメージするとともに、出産後の母体の回復促進やストレス、うつ症状へのケアなど、必要に応じて心身両面から適切に支援していくことが重要である。とりわけ、出産後の支援が必要と懸念される妊産婦については、関係機関が密接に連携しながら、妊娠から出産を通じて継続的に切れ目なく支援していく必要がある。また、深刻な問題になっているこどもの虐待や思春期における問題行動等は、子育て不安や親子の心の問題に起因するところが大きいと考えられ、妊娠中から子育てに関する情報提供や妊婦相互の交流機会を充実するなど、子育てへの準備を支援していくことも重要である。
- ・子育て家庭の養育者が孤立して、子育てに対する不安感や負担感を抱え込むことのないよう、関係機関が連携し、身近な地域で適切に支援できる体制を充実する必要がある。地域組織の活動とも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる場や、子育て中の親子が交流し、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会などを提供し、養育者の不安感や負担感を軽減していくことが重要である。また、区役所が「こどもの権利擁護の最前線」として、区役所内の保健や生活支援等の部署との連携を強化し、要保護児童の早期発見と早期対応に努め、こども相談センターや地域と連携して、ネットワークの中核を担うことも重要である。

さらに、養育者の就業の有無にかかわらず、育児疲れや急病などの必要な時にこどもを預けられる仕組みなど、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する支援を充実していく必要がある。

【現在の取組みと今後の取組み、目標等】

1. 区保健福祉センターにおける相談の充実

区保健福祉センターの子育て支援室においては、虐待対応担当者・保育士・家庭児童相談員等のチームが、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行っている。

さらに、地域保健活動業務担当においては、保健師が妊産婦の方の健康相談やこどもの発育・発達、育児の悩みなど健康に関する相談に応じるほか、必要な助言や保健

指導等を行っている。

大阪市においては、各区が児童福祉法第 10 条の 2 に規定する「子ども家庭総合支援拠点」としての機能を有するとともに、「子育て世代包括支援センター」の機能も有しており、妊産婦やこどもとその家庭が安心して子育てできるよう相談支援の充実を図るとともに、職員の専門性の向上のため、研修の着実な実施と適正配置等を行い、市民に身近なこども家庭相談機関としての機能及び要保護児童対策地域協議会の調整機関としての中核機能の強化を図っていく。

2. 「都道府県社会的養育推進計画」と関わりが深い支援メニューについて（実績）

年度	乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業		地域子育て支援拠点事業		
	量の見込み	実績	量の見込み	実績	量の見込み	確保方策	実績
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(か所)	(か所)
27 年度	19,728	20,542	987	950	67,255	102	103
28 年度	19,685	20,684	987	929	67,138	110	110
29 年度	19,801	20,109	987	1,051	67,481	117	110
30 年度	19,782	19,857	987	1,008	67,464	124	116

年度	利用者支援事業			子育て短期支援事業(ショートステイ)		
	量の見込み	確保方策	実績	量の見込み	確保方策	実績
	(か所)	(か所)	(か所)	(人日)	(人日)	(人日)
27 年度	24	24	24	1,346	1,346	597
28 年度	24	24	24	1,342	1,342	715
29 年度	24	24	24	1,354	1,354	406
30 年度	24	24	24	1,352	1,352	575

・乳児家庭全戸訪問事業

出産直後の最も育児不安の高い新生児期から 3 か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつや児童虐待を発症する可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図っている。

大阪市こども・子育て支援計画					
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (人日)	19,854	19,938	19,865	19,939	20,049

• 養育支援訪問事業

(子ども家庭支援員による育児相談支援事業・エンゼルサポーター派遣事業)

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子ども家庭支援員による相談・支援(子ども家庭支援員による育児相談支援事業)やエンゼルサポーターによる家事援助(エンゼルサポーター派遣事業)を訪問により実施している。

(専門的家庭訪問支援事業)

妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行っている。

目標	令和6年度における子ども家庭支援員514人、エンゼルサポーター322人、専門的家庭訪問支援事業526人
----	---

• 地域子育て支援拠点事業

保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会を提供するとともに、地域における子育て関連情報の提供を行っている。また、子育てに関する身近な地域での相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行っている。

大阪市こども・子育て支援計画					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(か所)	141	141	141	141	138
確保の内容(か所)	141	141	141	141	138

• 利用者支援事業

こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行っている。

大阪市こども・子育て支援計画					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(か所)	24	24	24	24	24
確保の内容(か所)	24	24	24	24	24

• 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴う形で、児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境の整備に努めている。

大阪市こども・子育て支援計画					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(人日)	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
確保の内容(人日)	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227

・ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図っている。

(就学前)

大阪市こども・子育て支援計画					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(人日)	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513
確保の内容(人日)	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513

(学童期)

大阪市こども・子育て支援計画					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(人日)	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404
確保の内容(人日)	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404

3. 母子生活支援施設の活用について

母子生活支援施設においては、利用者ニーズの複雑化・多様化に伴い、母とこどもの関係性に着目しながら、生活の場面において、母とこども双方に支援を行っている。特に、DV被害者や虐待を受けたこどもの入所が多く、関係機関と連携し、生活支援とともに子育て支援、心理的な支援が重要である。また、生活に困窮している入所者が多い中、こどもの学習の機会を保障し、自立を促すために、入所児童への学習支援に取り組んでいる。

さらに、アフターケアのほか、地域において専門的・継続的な生活支援を必要としている母子家庭の母とこども等に対する支援や、特定妊婦に対する支援を担う役割が求められている。

◇現状 令和元年9月現在 本体4施設 定員180世帯

- ・看護師配置（非常勤）により、医療的ケア等を行っている。また、自立に向け、母に対しては就労支援を、こどもに対しては学習支援を行っているほか、施設退所母子へのアフターケアも行っている。
- ・「施設退所児童自立生活支援事業」により施設に配置された専従対応職員が継続支援計画を策定するとともに、退所後の母子に対して月1回以上、訪問・来所・電話・メール等により継続的に退所者の状況把握に努め、退所者の状況に応じた適切な支援を実施することにより早期離職等を防いでいる。
- ・退所した児童を対象に、地域のネットワーク（民生委員・児童委員、地域ボランティアなど）を活用した学習支援の場を設定し、参加を呼びかけ基本的な生活習慣の定着を目的とした支援を行う事業として、「母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業」を実施している。

② 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【基本的な考え方】

大阪市の児童家庭支援センターにおいては、過去には、夜間の電話相談受付など、こども相談センターの補完的業務を行ってきた。

そのような中、平成28年の改正児童福祉法により子ども家庭総合支援拠点を設置することとされたが、「新しい社会的養育ビジョン」では、その拠点に対する必要な助言・支援を行うことが求められており、その役割を担えるような機能強化を図ることが重要となっている。

【現在の取組み】

大阪市では、児童養護施設1か所に附置し、主に近隣区の心理療法担当職員などによる通所相談や訪問相談、また、地域の保護者向けに子育てイベントを実施するなど、さまざまな取組みを行っている。

【今後の取組み】

- ・新しい社会的養育ビジョンでは、児童相談所管内に1か所以上の児童家庭支援センターの設置が目標として掲げられている。大阪市においては児童相談所が4か所となることで、これまで以上にきめ細やかな支援が可能となるなか、児童家庭支援セ

ンターについて、どのような補完的役割を担うべきかを検討していく。

- 一方で、子ども家庭総合支援拠点に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要なか所数の増とあわせて検討していく。

【目標】

- 令和6年度の計画中間見直しまでに、必要なか所数の検討を行う。

4 代替養育を必要とするこども数の見込み

里親委託推進や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を検討するため、こどもを保護者と分離し、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームで養育する代替養育を必要とするこども数の見込みについて、近年のこどもを取り巻く状況を踏まえて算出する。

- 手順
- ① こどもの人口（推計・各歳ごと）の推計
 - ② 代替養育が必要となるこども数の見込みを、現に入所措置又は里親委託等されているこども数のこどもの人口に占める割合から推計
 - ③ ②の推計に潜在的需要の加味について検討し、最終的に代替養育が必要となるこども数の見込みを算出
 - ④ 国の要領に示された算式1及び算式2により、里親等委託が必要なこども数を年齢区別に算出
 - ⑤ ③から④を減じて算出した数値を施設で養育が必要なこども数の推計とする。

① こどもの人口（推計・各歳ごと）の推計

コーホート変化率法（※）を用いて、大阪市人口の推計を算出した係数（図表3）をもとに、大阪市の児童人口の将来推計を年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）に整理した（図表4）。

（図表3）コーホート変化率法を用いて、大阪市人口の推計を算出した係数

男女合計	実績	推計										
年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
合計	2,703,407	2,715,095	2,728,371	2,743,967	2,755,632	2,767,254	2,775,438	2,783,133	2,790,450	2,797,466	2,804,222	2,810,933
出生	21,776	21,692	21,734	21,735	21,801	21,979	22,092	22,249	22,388	22,546	22,708	22,830
0歳	21,116	21,557	21,417	21,508	21,430	21,508	21,619	21,731	21,887	22,026	22,183	22,343
1歳	21,296	20,958	21,331	21,241	21,247	21,177	21,182	21,287	21,395	21,546	21,679	21,831
2歳	20,985	20,764	20,434	20,833	20,682	20,689	20,579	20,581	20,683	20,786	20,932	21,060
3歳	20,490	20,560	20,322	20,028	20,361	20,216	20,188	20,078	20,078	20,176	20,275	20,417
4歳	20,348	20,247	20,314	20,105	19,780	20,101	19,941	19,913	19,805	19,803	19,898	19,996
5歳	20,269	20,218	20,109	20,197	19,963	19,638	19,940	19,782	19,755	19,646	19,643	19,737
6歳	20,210	20,057	20,019	19,931	19,995	19,766	19,419	19,715	19,560	19,534	19,425	19,420
7歳	20,084	20,196	20,051	20,038	19,922	19,992	19,745	19,396	19,692	19,539	19,513	19,404
8歳	19,833	20,060	20,172	20,042	20,015	19,901	19,960	19,715	19,366	19,662	19,510	19,484
9歳	20,101	19,830	20,057	20,185	20,042	20,010	19,892	19,952	19,709	19,360	19,656	19,505
10歳	20,149	20,119	19,850	20,094	20,201	20,058	20,017	19,899	19,961	19,721	19,370	19,667
11歳	19,823	20,177	20,152	19,894	20,131	20,233	20,084	20,047	19,932	19,996	19,758	19,407
12歳	18,997	19,859	20,218	20,207	19,936	20,173	20,261	20,115	20,081	19,969	20,035	19,797
13歳	19,538	19,007	19,882	20,259	20,226	19,955	20,181	20,270	20,123	20,092	19,982	20,049
14歳	20,210	19,584	19,059	19,945	20,316	20,277	19,999	20,226	20,317	20,172	20,144	20,034
15歳	20,712	20,321	19,701	19,186	20,062	20,431	20,385	20,108	20,337	20,429	20,287	20,259
16歳	21,414	20,791	20,416	19,807	19,276	20,156	20,515	20,470	20,190	20,424	20,519	20,381
17歳	21,523	21,512	20,904	20,538	19,914	19,376	20,251	20,614	20,573	20,292	20,530	20,626
18歳	22,670	22,254	22,239	21,636	21,220	20,594	20,011	20,924	21,311	21,285	20,994	21,263
19歳	25,031	24,141	23,872	23,880	23,191	22,746	22,059	21,438	22,434	22,868	22,872	22,567

大阪市こども・子育て支援計画2期計画（令和2年度～6年度）で用いる算出データ

(※) あるコーホート(同時出生集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法)

(図表4) 大阪市の児童人口の将来推計(年齢区分別)

	全国児童人口(推計:千人)				大阪市児童人口(推計:人)			
	0~2歳	3~5歳	6~17歳	合計	0~2歳	3~5歳	6~17歳	合計
H31(R1)	3,043	2,954	12,850	18,847	64,794	59,816	238,728	363,338
R2	3,038	2,999	12,668	18,705	63,582	60,329	240,126	364,038
R3	3,038	3,052	12,507	18,596	63,359	60,104	240,035	363,498
R4	3,037	3,040	12,426	18,504	63,374	59,956	240,329	363,659
R5	3,029	3,035	12,380	18,443	63,380	60,069	240,708	364,157
R6	3,013	3,035	12,329	18,377	63,600	59,774	240,527	363,901
R7	2,990	3,034	12,269	18,293	63,965	59,638	239,841	363,444
R8	2,965	3,026	12,202	18,193	64,358	59,625	239,189	363,172
R9	2,939	3,010	12,156	18,104	64,794	59,816	238,728	363,338
R10	2,912	2,988	12,118	18,018	65,234	60,150	238,033	363,418

全国児童人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所の全国の児童人口の将来推計(高位推計)による

② 代替養育が必要となるこども数の見込みの推計

代替養育を必要とするこども数(児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホームで養育されているこども数)の見込みについて、大阪市児童人口の推計(図表4)に、「現に入所措置又は里親委託等されているこども数のこどもの人口に占める割合」(図表5)を掛け合わせて算出した(図表6)。

(図表5) 現に入所措置又は里親委託等されているこども数のこどもの人口に占める割合

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
児童人口	380,208	378,093	374,588	372,071	369,724	367,098	364,534	
入所措置等こども数	1,411	1,387	1,379	1,319	1,343	1,331	1,309	平均
割合	0.371%	0.367%	0.368%	0.355%	0.363%	0.363%	0.359%	0.364%

児童人口(0~17歳)は住民基本台帳・外国人登録台帳から算出
入所措置等こども数は「大阪市こども相談センター・南部こども相談センター事業統計」より。各年度末時点

(図表6) 大阪市の代替養育を必要とするこども数の見込み

(児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホームで養育を必要とするこども数見込み)

	大阪市児童人口(推計:人)				大阪市の代替養育を必要とするこども数			
	0~2歳	3~5歳	6~17歳	合計	0~2歳	3~5歳	6~17歳	合計
H31(R1)	64,794	59,816	238,728	363,338	188	196	939	1,323
R2	63,582	60,329	240,126	364,038	188	196	941	1,325
R3	63,359	60,104	240,035	363,498	188	196	939	1,323
R4	63,374	59,956	240,329	363,659	188	196	940	1,324
R5	63,380	60,069	240,708	364,157	188	196	942	1,326
R6	63,600	59,774	240,527	363,901	188	196	941	1,325
R7	63,965	59,638	239,841	363,444	188	196	939	1,323
R8	64,358	59,625	239,189	363,172	188	196	938	1,322
R9	64,794	59,816	238,728	363,338	188	196	939	1,323
R10	65,234	60,150	238,033	363,418	188	196	939	1,323

(図表6)の年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の数値については、「措置児童の家庭復帰調査」における平成30年12月1日時点の措置児童(乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・里親・ファミリーホーム)の年齢構成(図表7)をもとに算出した。

(図表7)「措置児童の家庭復帰調査」における平成30年12月1日時点の措置児童の年齢構成

	こども数	割合
0~2歳	165	14.20%
3~5歳	172	14.80%
6~17歳	825	71.00%
計	1,162	100.00%

次に、「里親等委託が必要なこども数」と「児童養護施設・乳児院で養育が必要なこども数」を算出するため、平成30年度の入所割合(図表8)をもとに、代替養育を必要とするこども数の見込み(図表6)から児童自立支援施設と児童心理治療施設への代替養育こども数見込み(図表9)を除いたものを、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームでの代替養育を必要とするこども数見込みとした(図表9)。

(図表8) 平成30年度の入所割合(児童自立支援施設、児童心理治療施設とそれ以外)

	児童自立支援施設、 児童心理治療施設で代替養育中	児童養護施設、乳児院、里親、 ファミリーホームで代替養育中	計
こども数	141	1,168	1,309
割合	10.77%	89.23%	100.00%

(図表 9) 児童自立支援施設と児童心理治療施設への代替養育こども数見込み

	児童自立支援施設・ 児童心理治療施設
	6～17歳
H31(R1)	143
R2	143
R3	143
R4	143
R5	143
R6	143
R7	143
R8	142
R9	143
R10	143
R11	143

(図表 10) (図表6) から (図表9) を除いたこども数見込み

	大阪市の代替養育を必要とするこども数 (児童自立支援施設・児童心理治療施設を除く)			
	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
H31(R1)	188	196	796	1,180
R2	188	196	798	1,182
R3	188	196	796	1,180
R4	188	196	797	1,181
R5	188	196	799	1,183
R6	188	196	798	1,182
R7	188	196	796	1,180
R8	188	196	796	1,180
R9	188	196	796	1,180
R10	188	196	796	1,180
R11	188	196	796	1,180

③ 潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

代替養育を必要とするこども数の潜在的需要の算出のため、国の要領に示される算出に有用と考えられるデータについて検証する。

(図表 11) 「新規入所措置等こども数」の過去7年間の状況及び伸び率

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
新規入所措置等こども数(人)	533	534	547	616	631	486	472	平均
伸び率	-	0.2%	2.4%	12.6%	2.4%	-23.0%	-2.9%	-1.36%

「大阪市こども相談センター・南部こども相談センター事業統計」より

「新規入所措置等こども数」の過去 7 年間の状況は、年度ごとの差異はあるものの、伸び率平均は 1%ほどのマイナスとなっており、ほぼ横ばいの状況となっている。

(図表 12) 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去 7 年間の状況及び伸び率

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
養護相談対応件数	5,894	5,232	6,995	7,450	8,634	8,824	9,784	平均
伸び率	-	-11.23%	33.70%	6.50%	15.89%	2.20%	10.88%	9.66%

「大阪市こども相談センター・南部こども相談センター事業統計」より

「児童相談所における養護相談対応件数」の過去 7 年間の状況は、年度ごとの差異はかなり大きく、伸び率平均では 10%ほどの伸びとなっている。しかし、入所措置等こども数は（図表 5）のとおり平成 24 年の 1,411 人から 7 年間で 1,309 人と 102 人の減少という傾向にあることから、本市においては代替養育が必要なこども数との関連は薄いといえる。

(図表 13) 一時保護こども数（一時保護所・一時保護委託）の過去 7 年間の状況及び伸び率

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
一時保護こども数	1,109	1,409	1,293	1,237	1,629	1,690	1,799	平均
伸び率	-	27.05%	-8.23%	-4.33%	31.69%	3.74%	6.45%	9.40%

「大阪市こども相談センター・南部こども相談センター事業統計」より

一時保護こども数（一時保護所・一時保護委託）の過去 7 年間の状況は、年度ごとの差異はかなり大きく、伸び率平均では 9%ほどの伸びとなっている。しかし、これも（図表 5）の減少傾向とは真逆の傾向にあり、年度によっては前年度よりも少ない状況も見受けられることから、本市においては代替養育が必要なこども数との関連は薄いといえる。

(図表 14) 要保護児童対策地域協議会で管理している要保護児童ケース数の過去 4 年間の状況及び伸び率

年度	H27	H28	H29	H30 (10月末)	
要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数(要保護児童)	4,663	5,669	5,630	6,071	平均
伸び率	—	21.57%	-0.69%	13.43%	11.44%

各年度 3 月 31 日時点の数値 (大阪市実績)

要保護児童対策地域協議会で管理している要保護児童ケース数の過去 4 年間の状況は、年度ごとの差異が大きく、4 年間の伸び率平均では 11%ほどの伸びとなっている。しかし、これも(図表 5)の減少傾向とは真逆の傾向にあり、年度によっては前年度よりも少ない状況も見受けられることから、本市においては代替養育が必要なこども数との関連は薄いといえる。

(図表 15) 子ども・子育て支援法に基づき、大阪市が策定した「大阪市子ども・子育て支援計画」の社会的養育に関する事業の量等のデータ

年度	H27	H28	H29	H30
子育て短期支援事業 (ショートステイ)(利用者数)	597	715	406	575
養育支援訪問事業 (利用者数)	950	929	1,051	1,008

各年度 3 月 31 日時点の数値 (大阪市実績)

「大阪市子ども・子育て支援計画」の社会的養育に関する事業の量等の過去 4 年間の推移をみると、ショートステイ、養育支援訪問事業とも年度ごとの差異があり、増減傾向は一定しておらず、これも(図表 5)の減少傾向との関連は薄いといえる。

以上、潜在的需要の算出のため有用と考えられるデータを検証したが、どれも(図表 5)の減少傾向との関連は薄いといえるため、大阪市においては代替養育を必要とするこども数の見込み算出には含めることとせず、①こどもの人口(推計・各歳ごと)の推計に、代替養育が必要となる割合として、(図表 5)「現に入所措置又は里親委託等されているこども数のこどもの人口に占める割合」の過去 7 年間平均の 0.364%をかけたものを、代替養育を必要とするこども数とする(図表 10)。

- ④ 国の要領に示された算式1及び算式2により、里親等委託が必要な子ども数を年齢区別に算出

文言調整中（検討経過は中間報告に添付）

「新しい社会的養育ビジョン」の里親等委託率の数値目標について

- 「新しい社会的養育ビジョン」において示された里親等委託率（※）の数値目標（乳幼児75%以上、学童期以降50%以上）は、里親等への委託となる子どもの数について、一定の仮定の下で算出されたもの。

$$\text{※里親等委託率} = \frac{\text{里親等委託児童数（里親+ファミリーホーム）}}{\text{要保護児童数（里親等委託児童数 + 児童養護施設+乳児院入所児童数）}}$$

《乳幼児75%以上の数値目標について》

- 要保護児童数（実績） ※児童数は平成25年2月現在

里親等に委託されている児童	1,576人 (A)	
乳児院に入所している児童	3,146人	
児童養護施設に入所している児童	5,645人	合計：10,367人・・・①

- 里親等委託児童の増加見込み（仮定）

※上記、乳児院・児童養護施設に入所する子どものうち、以下の子どもを里親委託すると仮定

- (1) 乳児院において6か月以上入所している子ども（2,391人）
- (2) 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された子ども（2,400人）
- (3) 児童養護施設において1年以上入所している子ども（1,622人） 合計：6,413人 (B)

⇒増加後の里親等委託児童数 (A+B) 7,989人・・・②

里親等委託児童数 7,489人 (7,989人 (②) - 500人 (*))

要保護児童数 9,867人 (10,367人 (①) - 500人 (*)) = 約75%

*特別養子縁組に移行する児童の増加見込み（現状：約500件→ビジョン目標値：1,000件）

《学童期以降50%以上の数値目標について》

- 学童期以降50%以上の数値目標については、

- ・被虐待等による家庭環境への拒否感など、年齢が高くなるにつれ、子ども本人の意思表示が明確になること
- ・年齢が高くなるにつれ、障害が顕在化してくること 等

の理由により、乳幼児期と比較して、里親委託が困難又は適当でない子どもが増加することから、乳幼児期の数値目標より低く設定されたもの。

(算式1を参照して算出した場合)

厚生労働省の「『新しい社会的養育ビジョン』の里親委託率の数値目標について」の考え方に倣い、措置児童の家庭復帰調査の結果をもとに算出。

《乳幼児の数値目標について》

○要保護児童数（平成30年12月1日時点の実績）

里親等に委託されている乳幼児	48人 (A)	
乳児院に入所している乳幼児	163人	
児童養護施設に入所している乳幼児	126人	合計：337人・・・①

○里親等委託児童の増加見込み（平成30年12月1日時点の実績をもとに試算）

※上記、乳児院・児童養護施設に入所する子どものうち、以下の子どもを里親委託すると仮定

- (1) 乳児院において6か月以上入所している乳幼児 (108人)
- (2) 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児 (多くとも49人)
- (3) 児童養護施設に1年以上入所している乳幼児 (77人)

合計：234人 (B)

⇒ 増加後の里親等委託児童数 (A+B) 282人・・・②

里親等委託児童数	282人	
要保護児童数	337人	= <u>約83.7%</u>

《学童期以降のこどもの数値目標について》

○要保護児童数（平成30年12月1日時点の実績）

里親等に委託されている学童期以降のこども	135人 (A)	
乳児院に入所している学童期以降のこども	0人	
児童養護施設に入所している学童期以降のこども	629人	合計：764人・・・①

○里親等委託児童の増加見込み（平成30年12月1日時点の実績をもとに試算）

※上記、乳児院・児童養護施設に入所する子どものうち、以下のこどもを里親委託すると仮定

- (1) 児童養護施設に3年以上入所している学童期以降のこども 433人 (B)

⇒ 増加後の里親等委託児童数 (A+B) 568人・・・②

里親等委託児童数	568人	
要保護児童数	764人	= <u>約74.3%</u>

(算式2を参照して算出した場合)

厚生労働省の「『新しい社会的養育ビジョン』の里親委託率の数値目標について」の里親委託率の考え方をもとに、新規措置児童ニーズ調査の結果をもとに算出

国の考え方：

里親委託率＝ 里親等委託児童数（里親＋ファミリーホーム）／要保護児童数（里親等委託児童数＋児童養護施設＋乳児院入所児童数）

○新規措置児童ニーズ調査において、平成30年4月1日から9月30日までの間に乳児院・児童養護施設に入所措置、または里親・ファミリーホームに委託（措置変更を含む）した児童（139人）について、改正児童福祉法に明記されている「家庭養育優先原則」に基づき、望ましい養育環境としてそれぞれ割り振った児童数をもとに里親委託率を算出。

※本調査については、里親家庭や施設の体制が量的に十分であると仮定して回答することとしている。

最も望ましい措置先	3歳未満	3歳から就学前	学童期以降	合計
里親・ファミリーホーム	46人	25人	25人	96人
乳児院	14人	1人	0人	15人
児童養護施設	0人	9人	19人	28人
合計	60人	35人	44人	139人
里親委託率	76.7%	71.4%	56.8%	69.1%

＜乳幼児の数値目標について＞

⇒ 上記結果より、（3歳未満） 約76.7%
（3歳から就学前） 約71.4%

＜学童期以降の数値目標について＞

⇒ 上記結果より、（学童期以降） 約56.8%

⑤ ③から④を減じて算出した数値を施設で養育が必要なこども数の推計とする。

文言調整中（検討経過は中間報告に添付）

	里親等(里親・FH)委託が必要なこども数			
	0~2歳	3~5歳	6~17歳	計
	75.0%	75.0%	50.0%	
H31(R1)	141	147	398	686
R2	141	147	399	687
R3	141	147	398	686
R4	141	147	399	687
R5	141	147	400	688
R6	141	147	399	687
R7	141	147	398	686
R8	141	147	398	686
R9	141	147	398	686
R10	141	147	398	686
R11	141	147	398	686

	施設で養育が必要なこども数			
	0~2歳	3~5歳	6~17歳	計
H31(R1)	47	49	398	494
R2	47	49	399	495
R3	47	49	398	494
R4	47	49	398	494
R5	47	49	399	495
R6	47	49	399	495
R7	47	49	398	494
R8	47	49	398	494
R9	47	49	398	494
R10	47	49	398	494
R11	47	49	398	494

合計
1,180
1,182
1,180
1,181
1,183
1,182
1,180
1,180
1,180
1,180
1,180

5 里親等への委託の推進に向けた取組

改正児童福祉法では、「家庭養育優先原則」が明記され、こどもの最善の利益を実現するため、こどもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、こどもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにしなければならないとされており、代替養育を必要とするこどもについては、里親等への委託を推進する必要がある。

そのため、里親やファミリーホームへの委託が必要なこども数の見込みと里親の状況を踏まえ、大阪市における里親等委託率の目標設定を行い、里親委託推進のための取組を行う必要がある。

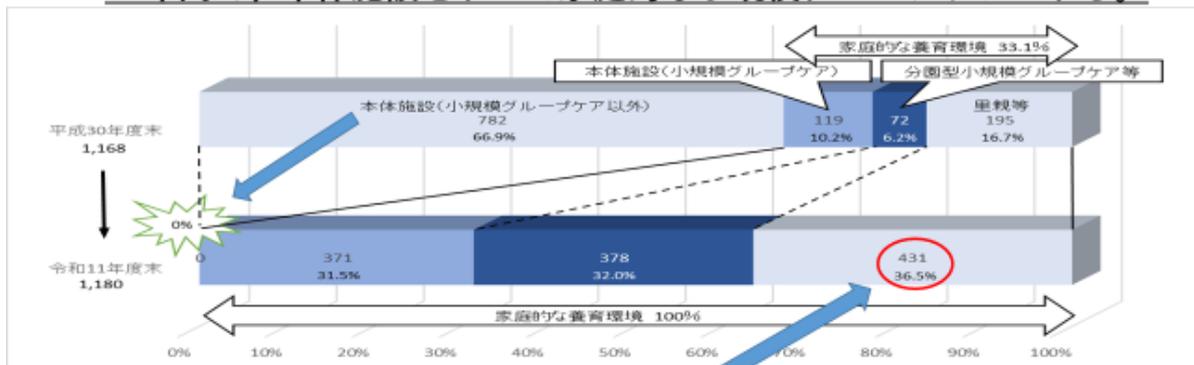
① 大阪市における里親等委託率の目標

文言調整中（検討経過は中間報告に添付）

大阪市の考える10年後のあるべき養育形態について

▶家庭養育優先の理念に基づき、里親等への委託を更に進めつつも、施設養育においても、すべての児童に家庭的な養育環境を整えることが必要。

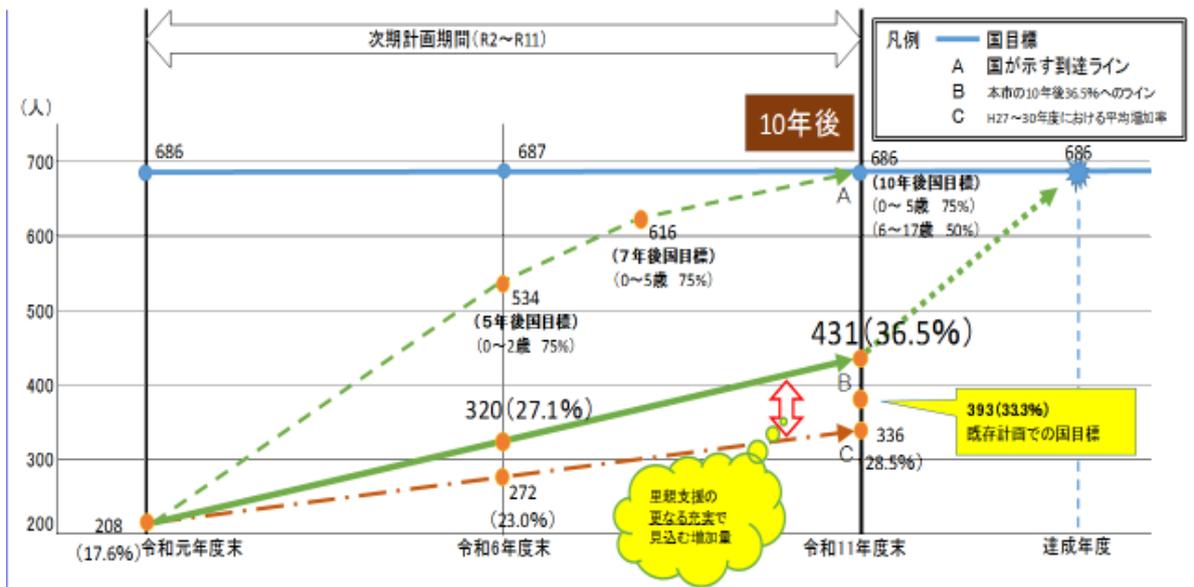
↳10年間で、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとする。



▶その時に必要となる里親等委託児童数は**431人**（委託率**36.5%**）となる。

➡すべての児童が家庭的な養育環境で生活できている状態を実現

10年後に里親等委託率を36.5%とした場合



10年後における里親等委託率目標

- 大阪市における10年後（令和11年度末）の里親等委託率目標を**36.5%**とする。

	全体	0~2歳	3~5歳	6~17歳	
R2.3末（推定）	17.6%	10.6%	14.8%	20.0%	
10年後（R11年度）	36.5%	41.0%	42.9%	33.9%	➡ 次期計画目標
最終目標（国目標と同じ）	58.1%	75.0%	75.0%	50.0%	

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

文言調整中（検討経過は中間報告に添付）

	要保護 児童数	里親等（里親・FH）								施設（乳児院・児童養護施設）							
		0～2歳		3～5歳		6～17歳		計		0～2歳		3～5歳		6～17歳		計	
		人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
H30実績	1,168	18	9.7%	27	13.9%	150	19.0%	195	16.7%	168	90.3%	167	86.1%	638	81.0%	973	83.3%
H31(R1)見込	1,180	20	10.6%	29	14.8%	159	20.0%	208	17.6%	168	89.4%	167	85.2%	637	80.0%	972	82.4%
R6（5年後）	1,182	48	25.5%	57	29.1%	215	26.9%	320	27.1%	140	74.5%	139	70.9%	583	73.1%	862	72.9%
R11（10年後）	1,180	77	41.0%	84	42.9%	270	33.9%	431	36.5%	111	59.0%	112	57.1%	526	66.1%	749	63.5%

③ フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

【基本的な考え方】

- ・ 家族は社会の基本単位であり、家族を基盤とした家庭において養育されることは、こどもの発達、成長、自立にとってもっとも望ましい。何らかの事情により、こどもが家庭で必要な養育を受けられない場合、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう、里親・ファミリーホーム(以下「里親等」)への委託を一層進めていきたい。
- ・ しかしながら、里親委託を量的に増やすことだけを目標とするのではなく、こどもひとりひとりのケアニーズを適切にアセスメントし、里親等、児童養護施設などさまざまな社会資源のなかから、そのこどもにもっともふさわしい生活の場を選択する必要がある。
- ・ 質の高い里親養育を実現するため、適切なマッチングに努めるほか、レスパイト制度を活用するなど、里親が養育に関する悩みを抱え込まず、養育のやりがいや里親子が共に成長したよさを感じられるよう、里親同士のつながりや、こども相談センター、大阪市里親会や乳児院・児童養護施設などの里親支援機関、地域の関係機関等のそれぞれの強みを生かした協働によるチーム養育を積極的に推進することが大事である。

- 里子についても、定期訪問を通じ里子の生活状況の把握や意見を聴取する仕組みを構築し支援の充実を図る必要がある。
- そのため、里親のリクルート、研修から支援まで、里親を包括的に支援する(以下「フォスタリング業務」)体制を構築することが求められている。

【現在の取組み】

- 平成 30 年 4 月、こども相談センターの里親担当を大幅に拡充して里親子包括支援室を設置し、里親制度の普及から里親子への支援までを一貫して行う体制を整備した。家庭養育推進担当課長代理 1 名、児童福祉司 7 名(SV1 名、係長 1 名、係員 5 名)、非常勤職員として里親包括支援相談員 2 名、生活支援相談員 2 名、里親子専門心理相談員 1 名、里親等委託調整員 1 名 里親等訪問支援員 1 名を配置した。
- 里親子包括支援室では、これまで個別に民間に委託していた登録前研修事業やサポート要員派遣事業などを一旦直営により実施することとし、こども相談センターをフォスタリング機関として位置づけている。今後の民間委託も視野にいれ、業務の課題整理やノウハウの蓄積を行っているところである。
- また、心理相談などの専門相談事業や里親スキルアップ事業、生活相談・進路相談事業など新規事業を立ち上げ、里親子に対する支援の拡充を図っている。
- 里親等委託解除後の里子の自立支援について、「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」においては、フォスタリング業務には位置付けられていないが、フォスタリング業務の一環として位置づけ、里親子包括支援室の業務として進めている。

【今後の取組み】

1. こども相談センターの方針
 - こども相談センターの児童福祉司は意識変革を行い、新規入所や措置変更を検討する場合、まずは、里親等への委託を第 1 の方針とし協議に諮る。
2. 民間フォスタリング機関へ業務委託し実施体制を整備
 - 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓や継続的で一貫性のある支援

により、里親との信頼関係が構築されるといったメリットがあるため、将来的には民間機関によるフォスタリング業務の実施体制を整備する。

- 現状においてフォスタリング業務に精通した人材は限られているため、段階的に業務を委託し、委託団体職員の育成を図りながら、ノウハウを丁寧に引継いでいく。
- ただし、フォスタリング業務は児童相談所の本来業務であり、委託した場合でも実施責任は児童相談所にあることから、こども相談センターは、委託後も里親希望者の調査や業務状況のモニタリング、里親子の不調防止やこどもの権利擁護に努めることとする。

3. こども相談センター単位でフォスタリング機関設置

- 本市においては、年々増加する児童虐待相談に的確に対応するため児童相談所の複数設置をすすめており、令和3年には3か所体制、令和8年度には4か所となる予定である。今後増加する登録里親や、こどもを担当する児童福祉司と密接に連携して里親委託を推進していくため、各こども相談センター単位で里親担当とフォスタリング機関（里親支援機関A型）を設置していく。

4. 各こども相談センターとフォスタリング機関との連携により里親子の不調を防止

- 各こども相談センターと各フォスタリング機関が日常的に連携し、市域全体で効率的にリクルートや研修、適切なマッチングをすすめる。また、里親委託等推進委員会を開催して、里親子のマッチングの在り方、里親子に対する支援の在り方について検討をすすめる、チーム養育の責任のもと不調の未然防止に努める。

5. 各里親支援機関B型との更なる連携強化

- 本市においては、これまで大阪市里親会や乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員、家庭養護促進協会の協力を得て里親相談会を実施してきたほか、区役所の協力を得て啓発活動に取り組んでいる。民間機関にフォスタリング業務を委託するにあたっては、これまで培ってきた関係機関との協力関係を継続できるようにする。
- 里親支援専門相談員を配置している施設を里親支援機関B型として指定し、こども相談センターや委託団体と連携しながら、所属施設入所児童の里親委託推進や施設の強みを生かした普及啓発、研修、里親交流等の支援を行う。

6. 低年齢児の里親委託推進に向けた取組

- 低年齢児の里親委託に当たっては、里親の年齢や仕事の状況、保育所の確保、実子との兼ね合いなどマッチングの条件が増える。加えて、オムツ交換、深夜の授乳や離乳食の調整、医療機関への受診など、養育者の負担が大きいため、他の年齢層より丁寧な支援が必要となる。これらの課題解決のため、新たな里親開拓の手法や支援体制を構築する。

- ・ 保育所の確保については、里親に委託されたこどもの保育所等の優先利用が国通知に盛り込まれたことを受け、各区との間で十分に連携を図り、当該児童の保育所等の優先利用の取組みを進める。

7. 思春期児童の里親委託推進に向けた取組

- ・ 思春期の児童は、自分自身の考えを持つようになり独立心が急速に強まる時期であるため、周囲の大人に反発・反抗したり、刺激を求めて衝動的な行動をするなど里親宅においても養育上の難しさがある。

思春期児童の対応に特化したスキルアップ研修などの開催を行い、養育方法を学び合いながら里親の養育力の向上を図る。

【目標】

① 民間機関（里親支援機関A型）への委託実施数

- ・ 令和3年度 3か所
- ・ 令和8年度 4か所

② 里親登録数・ファミリーホーム数

目標年度	平成30年度末	令和6年度末	令和11年度末
里親登録数	129世帯	263世帯	372世帯
ファミリーホーム数	17か所	23か所	28か所

③ 里親委託児童数・ファミリーホーム委託児童数

目標年度	平成30年度末	令和6年度	令和11年度
里親委託児童数	108人	205人	291人
ファミリーホーム委託児童数	87人	115人	140人

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【基本的な考え方】

- ・保護者のいない子どもや家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、その子どもの養育に法的な安定性を与えることになるため、特別養子縁組等の推進を積極的に進める必要がある。
- ・令和元年6月14日に公布された改正民法にある特別養子縁組の年齢制限の引き上げにも留意しつつ、養子縁組にかかわる支援の在り方の検討を行う必要がある。
- ・特別養子縁組、普通養子縁組の選択肢が子どもの最善の利益を守るものにするためには、子ども相談センター及び民間あっせん機関において、相談、調査、マッチング、縁組成立後を含むアフターフォローに至るまでの一連のあっせん業務が、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて行われるよう、必要な体制整備を図るとともに、子どもの出自を知る権利について、保障することが重要である。

【現在の取組み】

1. 子ども相談センターでの取組み

- ・大阪市では、昭和31年の大阪市中央児童相談所（現「大阪市子ども相談センター」）開設以来、家庭的養育の重要性から里親専任児童福祉司を配置し、当時は棄児が多かったこともあり、養子縁組を積極的にすすめてきた。昭和32年度からの10年間で年平均30人の普通養子縁組を成立させている。子どもの出自を知る権利を保障するため、養子縁組を行った児童のケースファイルは永年保存としている。
- ・また、昭和39年度から家庭養護促進協会が始めた「愛の手運動」と連携し、昭和63年の特別養子縁組制度の発足後今日にいたるまで、年平均17人の特別養子縁組の成立を支援してきた。
- ・子ども相談センターが関与した特別養子縁組の成立件数

年度(平成)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
成立件数	13	9	24	10	12	17	13	10	8	15

- ・現在子ども相談センターにおいては、特別養子縁組が必要な子どもの相談があった場合、家庭養護促進協会への委託事業として毎日新聞との連携による里子紹介記事

「あなたの愛の手を」掲載を行う、あるいは近畿圏の児童相談所などと連携し、広域で養子縁組里親委託を推進している。

① 家庭養護促進協会（以下、「協会」との連携

- ・協会は、「あなたの愛の手を」運動を、昭和 39 年から開始し、児童福祉法上の里親開拓を全国の児童相談所と連携して行っている民間の社会福祉機関である。
- ・こども相談センターは、行政の責任として養子縁組を進める必要があり、これまでの実績に基づく専門性と安定感のある協会に、養子縁組に関わる業務を委託してきた。
- ・協会は、毎日新聞と連携し、大阪版をはじめ近畿の各県版において、毎週 1 回「あなたの愛の手を」欄で、本市のこども及び大阪府・堺市のこどもを掲載し里親を募っている。
- ・全国各地から養親希望の里親の応募があれば、協会が調査を行い、こども相談センターに推薦があり、こども相談センターは適格性を判断し里親委託を行っている。

② 広域での養親希望者委託推進

- ・「あなたの愛の手を」に掲載はしても、養親希望者が見つからない場合や実親が掲載に不同意の場合、まずは近畿圏内の児童相談所に連絡をし、養子縁組里親として登録している里親で該当者がいないか探している。

③ 里親支援専門相談員との連携

- ・「あなたの愛の手を」欄に掲載する児童を協会から推薦のあった養親候補者へ委託するにあたっては、児童の入所施設において実習や長期外泊中の指導を行い、各施設の里親支援専門相談員からの状況報告を受けるなど連携を図っている。また市内在住の里親を中心に適宜、里親支援専門相談員と連携しながら委託後の家庭訪問や成立後の相談等を行っている。

2. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る取組

- ・「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が平成 28 年度に可決・成立し、平成 30 年度より施行された。この法律により、これまで届出制により行われていた民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業が、各都道府県知事等による許可制となった。これを受け、本市においても、民間あっせん機関からの申請に基づき厳正に審査を行った上で許可を行うとともに、適正な運営の確保とそのために必要な支援及び指導を行っている。

【今後の取組み】

1. こども相談センターでの取組み

① こども相談センター児童福祉司による特別養子縁組の推進

- こども相談センターの児童福祉司は、まず、施設等へ入所をしている子どもの保護者に対して面会の促進を行うが、面会が途絶えたり連絡がつかない場合は、施設職員等と連携し積極的に特別養子縁組を進める。
- 里親支援児童福祉司の資質向上のため、養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業における研修会に積極的に参加する。

② 里親支援専門相談員との連携による特別養子縁組の必要なこどもの把握

- 里親支援専門相談員とは、里親等の開拓から支援までこども相談センターとは定期的に会議を設けるなど連携している。
- 家族との交流状況、入所児の特性、施設における状態等を把握する里親支援専門相談員から特別養子縁組の必要な子どもの情報把握につとめ積極的に特別養子縁組のプロセスに乗せていく。

③ 養親希望者募集のあり方検討

- 協会に委託している「あなたの愛の手を」掲載について、できるだけ速やかに里親が見つかるよう、そのあり方を検討する。

④ 他府県児童相談所との連携による広域的な養親里親開拓

- 協会による「あなたの愛の手を」では養親候補者が見つからない場合や掲載に実親が同意しないケースについては、他府県児童相談所の里親担当部署と連携し、養親希望者を募ってマッチングを進める。

⑤ 養子縁組成立後の支援

- 出自の情報や養育相談について、いつでも対応できる体制を整える。

2. 民間あっせん機関における養子縁組のあっせんに係る取組

- 予期せぬ妊娠で悩む妊婦に寄り添い、専門的な知識及び技術に基づいて、相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行えるよう、民間あっせん機関における養子縁組あっせん業務の質の向上に向けた支援を行うとともに、適切なマッチングが行われるよう指導する。

具体的には、民間あっせん機関からあっせんの各段階における報告を徴取し、事業実施状況の把握及び必要に応じた指導を行うとともに、職員の研修受講や第三者

評価受審に係る財政措置を含めた支援を行う。

【目標】

- 特別養子縁組等に関する研修について、令和6年度における児童福祉司の受講率
100%
- 令和6年度における民間あっせん機関の第三者評価受審率 100%

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 施設で養育が必要な子ども数の見込み

文言調整中（検討経過は中間報告に添付）

	要保護児童数	里親等（里親・FH）								施設（乳児院・児童養護施設）							
		0~2歳		3~5歳		6~17歳		計		0~2歳		3~5歳		6~17歳		計	
		人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
H30実績	1,168	18	9.7%	27	13.9%	150	19.0%	195	16.7%	168	90.3%	167	86.1%	638	81.0%	973	83.3%
H31(R1)見込	1,180	20	10.6%	29	14.8%	159	20.0%	208	17.6%	168	89.4%	167	85.2%	637	80.0%	972	82.4%
R6（5年後）	1,182	48	25.5%	57	29.1%	215	26.9%	320	27.1%	140	74.5%	139	70.9%	583	73.1%	862	72.9%
R11（10年後）	1,180	77	41.0%	84	42.9%	270	33.9%	431	36.5%	111	59.0%	112	57.1%	526	66.1%	749	63.5%

大阪市市管各施設の家庭的養護推進計画 見直し後の定員等

乳児院	現定員（令和元年9月）					前期（令和2~6年度）					後期（令和7~11年度）					最終形（本体施設4×4以下）※概ね10年後																			
	本体		ユニット		分働型	本体		ユニット		分働型	本体		ユニット		分働型	本体		ユニット		分働型															
	か所	人数	か所	人数	人数	か所	人数	か所	人数	人数	か所	人数	か所	人数	人数	か所	人数	か所	人数	人数															
計	190	21	123	2	8	12	165	25	144	2	8	2	16	4	127	29	127	9	37	12	16	4	108	27	108	13	53	12	16	4					
	198					173					22					164					32					161					32				
	現定員からの割合					87.4%										82.8%										81.3%									

児童養護施設	現定員（令和元年9月）							前期（令和2~6年度）							後期（令和7~11年度）							最終形（本体施設4×4以下）※概ね10年後																											
	本体		ユニット		分働型	地域小規模		本体		ユニット		分働型	地域小規模		本体		ユニット		分働型	地域小規模		本体		ユニット		分働型	地域小規模																						
	か所	人数	か所	人数	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数	人数	か所	人数	か所	人数	人数	か所	人数	か所	人数																					
計	785	17	122	1	6	11	66	498	36	265	9	56	32	192	0	0	0	290	65	290	17	107	39	234	24	48	4	256	64	256	15	98	39	234	28	52	4												
	857							746							0							631							76							588							84						
	現定員からの割合							87.0%														73.6%														68.6%													

要保護児童数の中での割合 ※施設措置率	前期（令和2~6年度）（1,182）		後期（令和7~11年度）（1,180）		最終形（本体施設4×4以下）（1,180）	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
		919	77.7%	795	67.4%	749

里親委託率	前期（令和2~6年度）		後期（令和7~11年度）		最終形（本体施設4×4以下）	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
		263	22.3%	385	32.6%	431

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【基本的な考え方】

- ・乳児院や児童養護施設については、施設の専門性を活かし、代替養育を必要とするこどもを受け入れ、養育する重要な役割を担ってきた。これらの施設については、児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保することが重要である。
- ・また、より専門性を活かし高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援など質の高い個別的なケアを行い、里親や在宅家庭への支援など、さまざまな機能を担うこと（＝多機能化）も重要である。
- ・児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたそのあり方について方向性が示されることが予定されており、国の方向性を踏まえ小規模化・多機能化を推進していくことが重要である。
- ・母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、児童虐待の未然防止の観点から、母子一体の支援を行なっているという特性を区子育て支援室など関係機関に周知し、利用を促進していくことが重要である。また、特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援などが重要である。

【現在の取組み】

○乳児院

乳児院の第一義的目的は、乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進することであるが、一方で、被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要なこどもや、保護者との関係に課題を有している家庭からの入所が多いことから、専門的な養育機能が求められている。

また、人格形成の基礎となる乳幼児期は、人との愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要であり、乳児院のケアにおいては、愛着関係の形成に向けて、養育単位の小規模化（小規模グループケア化）が必要である。

さらに、できるだけ早期に、安定した家庭（実家庭、その復帰が困難な場合は、里親家庭または養子縁組家庭など）で生活できるように本市としても支援することが必要である。しかし、児童養護施設に措置変更となり、長期間の入所となるケースも多く、今

後、家族再統合支援の充実や里親等委託の更なる推進が必要である。

4 施設中 2 施設の小規模化を整備費補助のうえ実施済。小規模化の過程で分園化した 2 施設の新規開設により、令和元年 9 月現在、計 6 施設となっている。

◇現状 令和元年 9 月現在 本体 6 施設 定員 190 人
うち、分園型小規模グループケア 2 か所 8 人

- ・被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要なこどもの入所が多く、看護師や心理療法担当職員の配置など専門的な養育ができるよう支援している。
- ・小規模化や地域分散化が進むなかで、人材の育成や専門性を高めるために、施設職員の資質向上に向けた研修に対し補助を実施している。
- ・こども相談センターの一時保護所が、おおむね 2 歳以上を入所対象としていることから、乳児院は 2 歳未満の多くの乳幼児の一時保護に対応している。

○児童養護施設

児童養護施設の養育として、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で養育することが望ましく、引き続き、施設の形態を小規模グループケアや地域小規模児童養護施設に変えるなど、家庭的養護の推進が必要である。しかし、個々の小規模グループケアや地域小規模児童養護施設が、物理的に独立し、本体施設との距離があるなどで孤立化するおそれがあり、職員間が連携をとりながらこどもを養育するためには、人員配置の充実とともに本体施設との連携が必要となる。

また、小規模化や地域分散化が進むなかで、人材の育成や専門性を高めるために、各種研修の実施や人員配置の充実が必要である。

さらに、地域支援として、社会的養護における相当の技術・知識を有する児童養護施設が、地域の子育て家庭への支援を行うとともに、里親等委託が進む中で、里親等に対する支援を行うことが期待される。

10 施設中 1 施設の小規模化・地域分散化を整備費補助のうえ実施済。

1 施設の小規模化を整備費補助のうえ実施中。(令和元年 9 月現在)

◇現状 令和元年 9 月現在 本体 10 施設 定員 791 人
うち、分園型小規模グループケア 1 か所 6 人
地域小規模児童養護施設 11 か所 66 人

- ・医療的ケアの必要なこどもがいる施設に看護師や心理療法担当職員を配置し、虐待を

受けた経験等のあるこども、障がいのあるこどもなどに高度な専門的ケアの充実を図っている。

- 小規模化や地域分散化が進むなかで、人材の育成や専門性を高めるために、施設職員の資質向上に向けた研修に対し補助を実施している。
- 「施設退所児童自立生活支援事業」により施設に配置された専従対応職員が、こども相談センターの自立支援コーディネーターと協働し、継続支援計画を策定するとともに、退所後の児童に対して月1回以上、訪問・来所・電話・メール等により継続的に退所者の状況把握に努め、退所者の状況に応じた適切な支援を実施することにより早期離職等を防いでいる。
- なお、虐待などで実家庭での生活が困難になった障がいのあるこどもについては、障がい児入所施設に入所している状況もある。障がい児入所施設では、こどもの状況等に応じたきめ細やかな支援を行うため、こども相談センターと連携を取りながらこどもを養育している。

○児童心理治療施設

児童心理治療施設においては、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じているこどもに、治療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行っている。虐待を受けた経験や発達障がい等により対人関係に課題のあるこどもの入所ニーズが高くなっている。

また、家族再統合の困難な入所児童の増加により、長期入所児童や義務教育終了後の年長児童のケア・自立支援のあり方が課題となっている。

平成31年4月より、児童養護施設1施設を種別変更し児童心理治療施設としたことで、令和元年9月現在、3施設となっている。

◇現状 令和元年9月現在 本体3施設 定員120人（通所1施設10人）
うち、小規模グループケア1か所7人
施設内分校を備えるのが1施設、隣接敷地に専用分校を備えるのが2施設となっている。

- 児童心理治療施設における支援の必要な児童数を把握するとともに、長期入所児童や義務教育終了後の年長児童へのケア・自立支援のあり方を整理するなど、入所ニーズに応じた対応を行っている。
- 施設内、隣接地に専用の小（中）学校を有している強みを生かし、集団的な学習が困難なこどもへのきめ細やかな支援に努めている。

○児童自立支援施設

大阪市では、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所したもののについて相談その他の援助を行うことを目的として、夫婦小舎制の児童自立支援施設「大阪市立阿武山学園」を高槻市に設置している。

・阿武山学園の状況について

全体の7割を超える被虐待経験児童や、半数近くの発達障がいを抱える児童、4割を超える知的や性的な問題を抱える児童など、支援困難児童が増加してきている。

高校進学率は平成30年度末で96%と向上してきているが、施設退所後の中途者が相当数にのぼる。

◇現状 令和元年9月現在 本体1施設 定員124人

⇒小舎整備時の適正定員98人に定員変更予定

- ・支援困難児童への対応のための観察寮（1か所10人）を平成28年度より設置している。
- ・夫婦小舎制の特色を生かし、家庭的な環境の中で入所児童の「育て直し」を行っている。
- ・平成23年度から弘済小中学校の分校として学校教育を開始、教員と学園職員とのチームティーチング（1クラスに複数の教職員等を配置）により、個別学習・少人数指導等の授業を行っている。

○母子生活支援施設

母子生活支援施設においては、利用者ニーズの複雑化・多様化に伴い、母と子どもの関係性に着目しながら、生活の場面において、母と子ども双方に支援を行っている。特に、DV被害者や虐待を受けた子どもの入所が多く、関係機関と連携し、生活支援とともに子育て支援、心理的な支援が重要である。また、生活に困窮している入所者が多い中、子どもの学習の機会を保障し、自立を促すために、入所児童への学習支援に取り組んでいる。

さらに、アフターケアのほか、地域において専門的・継続的な生活支援を必要としている母子家庭の母と子ども等に対する支援や、特定妊婦に対する支援を担う役割が求められている。

◇現状 令和元年9月現在 本体4施設 定員180世帯

- ・看護師配置（非常勤）により、医療的ケア等を行っている。また、自立に向け、母に対しては就労支援を、こどもに対しては学習支援を行っているほか、施設退所母子へのアフターケアも行っている。
- ・「施設退所児童自立生活支援事業」により施設に配置された専従対応職員が継続支援計画を策定するとともに、退所後の母子に対して月1回以上、訪問・来所・電話・メール等により継続的に退所者の状況把握に努め、退所者の状況に応じた適切な支援を実施することにより早期離職等を防いでいる。（平成30年度実績 学習指導555件、各種相談2,310件等、全4,881件）
- ・退所した児童を対象に、地域のネットワーク（民生委員・児童委員、地域ボランティアなど）を活用した学習支援の場を設定し、参加を呼びかけ基本的な生活習慣の定着を目的とした支援を行う事業として、「母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業」を実施している。

【今後の取組み】

- ・児童養護施設・乳児院について、現在の大舎制の状況から、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機転換を進める過程としては、対応する職員の人材育成の観点から、
 - ① 人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく
 - ② 過渡的に本体施設をユニット化していくなど、小規模かつ地域分散化を図りつつ、
 - ③ 里親等委託児童数の増加に応じて施設で養育が必要なこども数が減少していくことにあわせ、空いたユニットをショートステイ専用ユニットや一時保護専用ユニットなどへ機能転換することことで施設の多機能化を図る。
- ・（図表〇）各施設の家庭的養護推進計画見直し後の定員等にあるとおり、10年後の令和11年度に向け小規模かつ地域分散化を進めていくなか、③の機能転換・多機能化については、里親委託率の推移に合わせ、代替養育を必要とするこどもの受け皿が不足することの無いよう、実施時期を調整することが重要であり、各年度の進捗状況を見ながら、適宜、目標達成年度を見直していく。

【目標】

○乳児院

- ・令和 11 年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、分園型小規模グループケア9か所を目標とする。
- ・令和 11 年度末までに一時保護専用施設（ユニット）3か所を目標とする。

○児童養護施設

- ・令和 11 年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、地域小規模児童養護施設 39 か所、分園型小規模グループケア 15 か所、一時保護専用施設（ユニット）8か所を目標とする。

○児童心理治療施設

- ・入所児童の高年齢化、入所期間の長期化が進むなか、支援の必要な児童数の推移を見守りながら、国が示す方向性に基づいた小規模化、地域分散化を進める。

○児童自立支援施設

阿武山学園について

- ・施設退所後の相談・支援の仕組みづくりを行い、自立支援機能の充実に取り組む。
- ・心理療法室を増設し、カウンセリングの強化（被虐待児童、性被害児童へのトラウマ軽減除去、性加害児童の再犯防止）につなげる。

○母子生活支援施設

- ・ショートステイ専用施設（ユニット）1か所を目標とする。
- ・特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う。

8 一時保護改革に向けた取組

【基本的な考え方】

一時保護が必要なこどもに対して適切に実施できるよう、一時保護所の定員の拡充や一時保護委託の活用など、量的な確保に向けた取り組みを進める。

一時保護中であっても、こどもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境のもと保護の目的が達成できるようハード・ソフトの両面で環境を整える。

【現在の取組み】

(ア) 量の確保

一時保護所の定員について慢性的な超過状態の解消を図るため、平成26年に市内2か所目の一時保護所として平野分室を設置し、定員を70人から100人に増員した。同分室は現在南部こども相談センター付設の一時保護所として運用している。また、里親・ファミリーホーム・児童福祉施設への一時保護委託を進めるほか、里親として未登録であるが実子以外の養育実績があるなどの個人宅に一時保護委託を行ってきた。

また、原則2歳未満の乳児については乳児院に一時保護委託を行っているが、乳児院の小規模化に向けた建替え整備に伴い、一時保護専用施設として使用可能なユニットを整備している。

(イ) 質の向上

一時保護所の入所児童への支援については、かねてから、ケアの質が確保されこどもの最善の利益が図られるという観点から、改善に努めてきたところである。平成27年にはこども相談センター内において支援の改善に向けた検討チームを設置し、より良い支援のあり方を検討し見直しを行った。

平成30年度からは各一時保護所において、入所児童を対象にアンケート調査を定例実施し、一時保護所での生活に関する諸事項について評価を求めるとともに、アンケートの自由記述意見に対しては、各一時保護所長から回答し、入所児童の了解のもと一時保護所内に開示している。

一時保護所入所期間が長期化している児童については、里親・ファミリーホームまたは児童養護施設等への一時保護委託の可否について随時検討を行うこととしている。

一時保護所職員の研修については、国の機関が実施する全国研修に職員派遣を行うとともに、所内研修の実施や他施設への視察など積極的に行い、専門性の維持・向上

に取り組んでいる。

一時保護所における支援の状況について、職員自らが振り返る機会を設けるとともに、客観的な立場から点検してもらい質の向上を図っていくため、令和元年度にこども相談センター一時保護所が、令和2年度に南部こども相談センター一時保護所がそれぞれ第三者評価を受審する。

【今後の取組み】

(ア) 量の確保

現状においても一時保護が必要な児童は増加しており、2か所の一時保護所はほぼ常時定員超過状態となっており、定員総数のさらなる増加が必要である。

現在の一時保護所の定員はこども相談センターと南部こども相談センターの合計で100人であるが、令和3年開設予定の北部こども相談センターでは開設後数年をかけた一時保護所の職員体制を整えながら、入所児童数を徐々に増やしていく予定である。

また、令和6年度末に移転開設予定のこども相談センターでは、児童が在籍する学校等に通える開放型一時保護所を含めて60人の定員を、令和8年開設予定の4か所目の児童相談所となる東部こども相談センターでは北部こども相談センターと同規模の定員40人の一時保護所を付設できるように検討していくので、今後は4か所の一時保護所を設置することで、定員は合計で170人まで確保する計画である。

また、乳児院及び児童養護施設の多機能化、機能転換の一環として、その一部を一時保護専用施設（ユニット）として運用することが計画されており、一時保護委託の増加・充実が見込まれる。

(イ) 質の向上

一時保護は子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、こども等の最善の利益を守るために行われるものである。そのため一時保護所における支援のあり方については、入所児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供することが重要であるので、引き続き組織的検討を進めていく。定例的に実施している入所児童へのアンケート等によりニーズの把握に努め、生活日課や生活用品に関すること、所持物の取り扱いに関することなど、生活しやすい環境づくりについて検討を行う。

また、一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応をしていくためにも、入所児童がいつでも意見表明できるしくみや退所時及び措置もしくは委託後に意見を求める取り組みを実施する。

一時保護はこどもの安心・安全を確保する一方で、生活上の制限がかかることで精神的なストレスが生じる場合もあり、長期化すると不適應行動や心身の不調を来すな

どのリスクが高くなることから、一時保護期間（とりわけ一時保護所入所期間）を必要最小限とするよう、一時保護児童に対する支援の進行管理の手法を確立し徹底を図る。

ハード面においては、こども相談センターの増設・移転を機に、個室を基本とするなど個別化された丁寧なケアを実現するための環境を整える。また、一時保護所入所中であっても可能な場合は地域生活を継続できるよう、開放型の一時的保護施設を整備する。

第三者評価の受審については、各一時保護所が3年に1回以上順番で実施し、受審結果を共有し全体的な質の向上を図る。

一時保護児童の通学や地域生活の機会を確保するため、里親・ファミリーホームや児童福祉施設等による一時保護委託を進め、受託者と連携して支援の充実を図る。

乳児院への一時的保護委託については、児童に関する情報把握が十分ではない状況で、緊急の一時的保護を実施する場合もあることから、こども相談センターと乳児院の連携を密にしながら、こどもの最善の利益が図れるような一時保護委託に努める。

【目標】

現状

	こども相談センター 一時保護所	南部こども相談センター 一時保護所	合 計
定員（人）	70	30	100

将来像

	東 部 一時保護所	北 部 一時保護所	建替後（中央） 一時保護所	南 部 一時保護所	合 計
定員（人）	40	40	60	30	170

※ 一時保護所の定員は、現時点での想定定員。今後建物の設計検討時に詳細を決定していく。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【基本的な考え方】

- ・ 代替養育下で生活をしてきたこどもが円滑に自立生活を営むことができるよう、措置開始から措置解除までの代替養育中の自立支援（イン・ケア、リービング・ケア）が重要である。
- ・ また、支援の必要性が続く限り、施設退所後（アフター・ケア）も継続して、こどもが社会性を獲得し、自立する力を身につけることを念頭に置いて適切な支援を提供することが重要である。

○イン・ケア、リービング・ケア

- ・ こどもの進路保障の在り方として、代替養育の場においては高等学校段階までの教育の保障、高等学校卒業後の進学・就学機会の保障、進学後においても就学が継続できる支援、進路に関する情報の適切な提供、経済的支援、職業訓練支援、就労機会の確保等を考慮する必要がある。
- ・ 虐待を受けるなど不安定な養育環境で育ったこどもは、アイデンティティの不形成により自信を失っていることが多く、将来、自立生活をするためには、自己肯定感を育むことが基本となる。そのうえで、他者の意見を受け入れるなど、自立生活を維持するうえで必要な力を身につけられるよう養育することも必要である。
- ・ 継続支援計画を作成するにあたっては、上記の項目を踏まえ、里親や施設職員など、こどもの生活に関わったものも共に、入所から自立までの一貫した支援をすることを念頭に策定する必要がある。
- ・ また、母子生活支援施設に入所している世帯は、経済的困窮状況にあることが多く、貧困の世代間連鎖を防ぐため、こどもに対しては学習習慣を定着させ、母親に対しては、子育て環境の整備や資格取得を促すといった就労支援を行う必要がある。

○アフター・ケア

- ・ 施設入所中の自立に向けた支援のみならず、施設退所後においても自立した生活が安定するよう、必要に応じて継続して取り組むことが必要である。また、自立した後も里親や施設職員に気軽に相談できる関係を確保していくことが重要である。
- ・ 一旦自立することができたこどもに対しても、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保、社会保障や医療サービスの支援などを行っていくことが必要である。
- ・ 在宅指導措置（児童福祉法第27条第1項第2号）において、一定の年齢に達したことで、一律支援が終結することは継続した自立支援の観点から問題であるため、支援

の必要性についてアセスメントを行い、必要な場合については、引き続き支援を行うことが必要である。

【現在の取組み】

- 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
義務教育を終了し、児童養護施設等を退所して就職する児童等を対象に、共同生活する住居を提供し、生活設計や終了に関する相談、日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立を促進するため、市内 5 か所（令和元年 10 月現在、男子 3 か所、女子 2 か所 5～6 人ずつ）にて実施している。
- 平成 28 年改正児童福祉法において、大学等に就学中の自立援助ホームの対象者が 20 歳到達後も原則学校を卒業するまで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として「就学者自立生活援助事業」が創設され、大阪市においても、「就学者自立生活援助事業」として、大学等に就学している自立援助ホーム入居者について支援を行っている。
- 平成 28 年度に里親委託や、施設入所措置を受けていた者について、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達後も原則 22 歳の年度末まで、引き続き必要な支援を行うため国において「社会的養護自立支援事業」が創設された。大阪市においては国事業に基づき以下（1）～（5）の各事業を実施している。
 - （1）「自立支援コーディネーター」
こども相談センターに配置し、入所中から 18 歳到達後の児童の自立に向けた関係者により構成される継続支援会議を実施し、継続支援計画を策定している。
 - （2）（3）「社会的養護継続支援事業」
措置解除後における安定的な住まいの確保及び施設等に居住する際に必要となる生活費を支給している。
 - （4）「施設退所児童自立生活支援事業」
施設に対応職員を配置し、こども相談センターの自立支援コーディネーターと協働し、継続支援計画を策定するとともに、退所後の児童に対して月 1 回以上、訪問・来所・電話・メール等により継続的に退所者の状況把握に努め、退所者の状況に応じた適切な支援を実施することにより早期離職等を防いでいる。
さらに、こども相談センター里親子包括支援室において生活相談支援担当職員を配置し、入所中から退所後にかけて一貫した支援を実施している。

また、母子生活支援施設においては、退所した児童を対象に、地域のネットワーク（民生委員・児童委員、地域ボランティアなど）を活用した学習支援の場を設定し、参加を呼びかけ基本的な生活習慣の定着を目的とした支援を行う事業として、「母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業」を実施している。

(5)「施設退所児童等社会生活・就労支援事業」として施設等の退所を控えた対象者に対して、社会生活に必要な知識の習得や生活技能の習得等必要な訓練や見守り、就業支援などの支援を行っている。

- ・退所後のこどもを対象とした事業として、「就職時の身元保証」、「居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証」、「大学等入学時の身元保証」を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。
- ・措置費の加算事業（施設機能強化推進費）においても、自立支援関連事業があり、施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業や社会体験・就労体験事業により入所中や退所後のこどもを対象として支援を実施している。
- ・また、大阪市独自の事業として、児童福祉施設等入所児（者）の支援内容の充実並びに自立支援を目的とした加算事業を実施しているが、このうち、「発達障がい児自立支援事業」において、発達障がい（疑い含む）がある入所児童に対して入所中に安定した生活を送ることが出来るように、また退所後も自立生活を送ることが出来るようにソーシャルスキルトレーニング等の指導を実施している。

【今後の取組み】

- ・社会的養護環境下からの自立支援については、退所後からの支援実施ではなく、インケアからリビングケア、アフターケアを通じた切れ目のない支援体制を構築し、適切な支援を提供する必要がある。国における制度構築や法整備の状況を見据えつつ、引き続き現行事業を確実に実施しつつ、自立に向けた支援を行っていく。

【目標】

- ・各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持する。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

【基本的な考え方】

- 児童相談所は「こどもの権利擁護の最後の砦」であり、児童福祉の中核的専門機関であることから、専門性を備えた人材を確保し、その専門性を高めていく育成に努める。
- 児童相談所の設置については、児童虐待相談件数が増加傾向にあるなかで、これまで以上にきめ細やかな支援、緊急時の迅速かつ的確に対応できることと合わせて、利用者に対する適切なアセスメントの実施や支援の実施ができること、及びノウハウの蓄積が着実にできる規模も考慮し、適切な配置を進める。
- ICT を活用して効率的に業務を遂行する。

【現在の取組み】

(1) 人材の確保と育成

- 平成 12 年の児童虐待防止法の施行以降、児童虐待相談件数の増加や法律改正に伴う体制強化のため、児童福祉司の増員を図ってきた。とりわけ、平成 22 年 7 月に発生した西区幼児遺棄死亡事例を受けて、平成 24 年度から 2 か年で児童福祉司を大幅に増員したほか、平成 28 年度の南部こども相談センターの開設の際にも、児童福祉司及び児童心理司を増員した。
- 平成 28 年には児童福祉法が改正され、管轄区域の人口や児童虐待相談件数に見合った児童福祉司の配置標準が法律に定められ、児童心理司については児童相談所運営指針において定められることとなった。この配置標準を適用すると大幅な増員が必要となり、増員する新任職員の育成にはマンツーマンで一定期間実務を教える中堅の職員とともに、指導及び教育にあたる経験豊富な専門職いわゆるスーパーバイザーの配置が必須となる。また、児童福祉法で児童福祉司のスーパーバイザーについては、児童福祉司としての経験がおおむね 5 年以上であることが必要となっているため、スーパーバイズ体制の確保には時間が必要である。現在児童福祉司として勤務している職員が中堅となり、将来的にスーパーバイザーになっていく体制を作るため計画的な増員を行っている。
- 令和 4 年 4 月 1 日に義務化が予定されている医師又は保健師及び弁護士との配置は、従前より医師については児童精神科医及び小児科医を複数名配置しており、保健師についても各児童相談所に 1～2 人配置している。また、弁護士の配置については、平成 31 年 4 月から配置している。

- また、今後の人材確保に関わっては、平成28年度から「児童相談所仕事セミナー」を開催し、児童相談所で働く職員が働き甲斐や仕事の魅力を社会人の方や学生らに伝え、大阪市の採用試験を受験するよう働きかけている。

(2) 児童相談所の複数設置

- 本市では、専門性の確保、人材育成とノウハウの蓄積、安全確認や職権保護などの緊急対応の体制確保の観点から、スケールメリットを活かし、長らく1か所の児童相談所で事業を実施してきたが、児童虐待相談件数の増加に鑑み、迅速な組織判断、安全確認の迅速かつ効果的实施、区役所等の関係機関との連携、及び利用者（市民）の利用しやすい環境の整備のため平成26年度に児童相談所の複数化の検討に着手した。平成25年度当時の児童虐待相談件数をもとに市内3か所とすることが適切である判断し、平成28年10月に南部こども相談センターを開設、令和3年4月に北部こども相談センターを開設する予定である。
- 3か所設置を決定した平成26年度以降も児童虐待相談件数は増加を続け、平成30年度で6,316件となっており、平成25年度と比較すると2倍に増加しているため、4か所体制とすることを令和元年10月に決定した。

(3) ICT の活用

- 本市では児童相談所業務については長らくシステム化せず、統計、検索、文書の作成等手作業で行ってきたが、相談件数が増加に対応して業務の効率化を図るため、平成20年度に児童相談システムを運用開始した。このシステムは、児童相談所における業務の一部を単体で組み込んだシステムであるため、住民情報や福祉サービスの利用状況は別途検索して入力する必要がある。
- また、同システムには業務を進捗管理する仕組みがないため、児童虐待相談件数が増加する中で、児童虐待通告の進捗管理をシステム外で行っており、入力作業が重複し業務が輻輳化する要因の一つになっている。

【今後の取り組み】

(1) 人材の確保と育成

- 児童相談所の複数設置や国が示す配置標準等に伴う専門職等職員の確保については、児童虐待に対する適切な対応や、重大な児童虐待事件をなくしていくためにも、必要不可欠なものであるとの認識のもと、専門職の人材育成を実施しながら、計画的な増員配置を進める。
- 人材育成については、児童福祉司任用前講習・任用後研修・スーパーバイザー研修など義務研修を確実に受講する職場環境を整備し、加えて現任研修、施設での実地研修、

各種専門プログラム研修など研修を充実させ専門性を高める。

- 児童福祉司や児童心理司の専門性を向上させるためには、研修だけでなく業務を通じて経験を積み重ねることが必要であり、継続して児童相談所に勤務することがもめられる。仕事のやり甲斐や仕事を通じた自身の成長が感じられるようにスーパービジョン体制を強化していく。
- 長く勤務できるようにするには、モチベーションだけでなく環境の整備が不可欠である。時差出勤の活用や ICT の活用等により、時間外勤務の縮減に努め、ワークライフバランスのとれた職場を目指す。

(2) 児童相談所の複数設置

- 児童相談所の複数設置により、それぞれの児童相談所が同じようにノウハウを蓄積することが難しくなったり、判断基準が違ったりするなどマイナス面が生じるおそれがあるので、中央児童相談所にあたることも相談センター(森ノ宮)が職員の専門性が低下しないように中央機能を担い、技術的援助、連絡調整、情報提供、施設入所に係る措置の調整等といった業務支援を行う。

(3) ICT の活用

- より効率的なシステムとするため、令和元年度から総合福祉システムにおいて児童相談システムを開発しており、令和3年度のリリースを目指している。

【目標】

- 児童相談所の複数設置

令和3年度	北部こども相談センターの開設
令和6年度	中央こども相談センターの移転
令和8年度	東部こども相談センターの開設

11 留意事項

大阪市においては、この計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和元年度末中の計画策定に向け、下記の実施体制を進めてきた。

- ① フォスタリング機関による包括的な里親支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
- ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
- ③ こども相談センター（児童相談所）の機能強化や一時保護所の体制強化に向けた取組
- ④ 里親等委託が必要なこども数の調査 等

計画策定後については、計画の進捗状況を毎年度検証するとともに、令和2年度から令和6年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組みの促進を図っていく。

計画策定経過

本計画は、学識経験者、弁護士、児童福祉施設代表、里親代表により構成された「大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会」において議論及び意見聴取したものを計画に反映させ、「大阪市児童福祉審議会」において審議した。

平成30年	8月10日	平成30年度第1回児童福祉専門分科会 (のちの児童福祉審議会)
	11月13日	平成30年度第1回児童福祉専門分科会ワーキング (のちの児童福祉審議会社会的養育専門部会)
	12月～4月	代替養育必要児童に対するニーズ調査
平成31年	1月31日	平成30年度第1回児童福祉審議会社会的養育専門部会
	3月19日	平成30年度第2回児童福祉審議会社会的養育専門部会
令和元年	5月28日	令和元年度第1回児童福祉審議会社会的養育専門部会
	9月17日	令和元年度第2回児童福祉審議会社会的養育専門部会
	11月	当事者であるこどもの生活アンケート調査
	11月12日	令和元年度第3回児童福祉審議会社会的養育専門部会
	12月11日	令和元年度第1回児童福祉審議会

(以下予定)

12月26日	令和元年度第4回児童福祉審議会社会的養育専門部会
令和2年1月下旬~2月下旬	パブリックコメント実施
3月中旬	令和元年度第5回児童福祉審議会社会的養育専門部会
3月下旬	令和元年度第2回児童福祉審議会
3月下旬	大阪府・国へ計画提出

【児童福祉専門分科会委員名簿】

(敬称略：五十音順)

氏名	役職名
石田 雅弘	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部 客員教授
岩上 昭信	大阪市民生委員児童委員協議会 副会長
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 教授
小山 隆	同志社大学社会学部 教授
杉田 善久	(一社)大阪市児童福祉施設連盟 会長
津崎 哲郎	(特非)児童虐待防止協会 理事長
中島 ふみ	弁護士
堀 千代	常磐会短期大学 教授
三田 優子	大阪府立大学大学院 准教授

【児童福祉審議会委員名簿】

(敬称略：五十音順)

氏名	役職名
石田 文三	弁護士
石田 雅弘	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部 客員教授
岩上 昭信	大阪市民生委員児童委員協議会 副会長
梅原 啓次	大阪市里親会 会長
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 教授
小山 隆	同志社大学社会学部 教授
中西 裕	(一社)大阪市児童福祉施設連盟 会長

竹本 榮	大阪市私立保育連盟 副会長
津崎 哲郎	(特非) 児童虐待防止協会 理事長
徳谷 章子	(特非) ハートフレンド 代表理事
永岡 正己	大阪市社会福祉協議会 副会長
中谷 和博	大阪市立市岡小学校 校長
西井 克泰	武庫川女子大学文学部 教授
福永 政治	大阪市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表
堀 千代	常磐会短期大学 教授
前橋 信和	関西学院大学人間福祉学部 教授
三田 優子	大阪府立大学大学院 准教授
森口 久子	大阪府医師会 理事
山上 博史	大阪府歯科医師会 理事
渡邊 和香	大阪府助産師会 副会長

【児童福祉専門分科会ワーキング（現、児童福祉審議会社会的養育専門部会）名簿】

（敬称略：五十音順）

氏名	役職名
伊藤 嘉余子	大阪府立大学地域保健学域 教授
梅原 啓次	大阪市里親会 会長
中西 裕	(社福) 四恩学園 理事長
西村 英一郎	弁護士
廣瀬 みどり	母子生活支援施設リアン東さくら 施設長
福田 公教	関西大学人間健康学部 准教授
前橋 信和	関西学院大学人間福祉学部 教授